

6 關 係 資 料

6 関係資料

(1) 用語解説

| No | 用語 | 掲載頁 | 解説 |
|----|---------------|--------------------------|--|
| 1 | 社会教育 | — | 学校で行われる学校教育、家庭で行われる家庭教育、それ以外の社会全般で行われる教育活動を社会教育といい、主に青少年や成人を対象として行われる組織的な教育活動 |
| 2 | スポーツ | — | 運動競技および身体運動(キャンプ活動その他の野外活動を含む)であり、心身の健全な発達を図るためにされるもの |
| 3 | 規範意識 | 12, 15, 18 頁 | ある物事に対しての是非や善悪を判断、評価したり、行動したりするときによりどころとなる価値の基準(法律、ルール、道徳、集団の慣習など)が規範であり、それに対する価値意識やそれに従おうとする態度 |
| 4 | 学社連携・融合 | 12, 68 頁 | 学校教育と社会教育の連携・融合のこと。学社連携は一方が計画・提案し、提案された側が協力・支援する。これに対し、学社融合は双方が一体となって計画、実施する。 |
| 5 | 不登校 | 12, 13, 16, 17, 27, 49 頁 | 何らかの心理的・情緒的・身体的・社会的要因や背景によって登校しない、または、登校できない状況が年間 30 日を超えた場合を不登校として扱っている。 |
| 6 | 総合型地域スポーツクラブ | 13, 89, 91 頁 | ①子どもから高齢者まで(多世代)、②様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、③技能の高低や障害の有無などに関わらずそれぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ |
| 7 | 小中一貫教育 | 13, 19, 31 頁 | 小学校と中学校との間で、児童生徒の実態や指導の在り方などについての相互理解のもと、学習指導要領に基づき義務教育 9 年間を見通した系統的・連続的な学習指導や児童生徒指導が展開できるようにする教育 |
| 8 | スクールカウンセラー | 16, 18 頁 | 教育機関において心理相談業務に従事する心理職の専門家 |
| 9 | ふれあい相談員・訪問相談員 | 16, 18, 27 頁 | いじめや不登校といった問題を未然に防ぐことや、早期発見、早期対応を行うために、校長や教職員と連携して相談や助言を行う者。横須賀市では、小学校(ふれあい相談員)、中学校(訪問相談員)に配置している。 |
| 10 | 支援教育 | 16, 19, 27 頁 | 子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援を図ることによって、個々の子どもの「生きる力」を育む教育のこと |

| | | | |
|----|---------------|--------------|---|
| 11 | 教育課程 | 16, 23 頁 | 学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画 |
| 12 | 小学校外国語活動 | 17, 18 頁 | 外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う小学校での活動。平成20年改訂の学習指導要領で実施が位置付けられた。 |
| 13 | キャリア教育 | 17, 20, 21 頁 | 児童生徒がこれからの人生を歩む上で、職業を選択し、働くことの意義を考え、価値観を形成できるよう指導する教育のことで、単なる職業体験とは異なる。 |
| 14 | ゲストティーチャー | 17 頁 | 特技などを生かして講師をしてもらうために、授業などに招かれる人 |
| 15 | 小1プロブレム | 17 頁 | 小学校に入学したばかりの1年生が、集団行動が取れない、授業中に座ってられない、話を聞けないなどの状況が、数カ月間継続する状態 |
| 16 | 中1ギャップ | 17 頁 | 中学校1年生が、生活の変化になじめずに、不登校となったり、いじめが急増したりするという現象 |
| 17 | 情報モラル | 18, 30 頁 | 情報を扱う上で、必要な考え方や態度 |
| 18 | I C T | 18, 30, 36 頁 | Information and Communication Technology (情報通信技術) の略。コンピュータで情報の生成・加工・保存などを行ったり、離れたコンピュータ同士で情報のやりとりをしたりするための技術 |
| 19 | A L T | 18, 29 頁 | Assistant Language Teacher (外国語指導助手) の略。児童生徒が英語で積極的にコミュニケーションをとり、外国の文化や習慣、考え方などを学んだりするための指導助手 |
| 20 | F L T | 18, 29 頁 | Foreign Language Teacher (外国人英語教員) の略。A L T と異なる点は、指導助手ではなく英語教員として、英語指導の資格を有し、単独による授業や評価を行うことができる。本市、独自の名称 |
| 21 | 国際コミュニケーション能力 | 18, 19, 29 頁 | 語学(英語)への関心や習得を通して、さまざまな場面で積極的に英語でコミュニケーションをとり、価値観・文化の違う人との関わりの重要性を認識し、幅広い視野で物事を捉えることができる能力 |

| | | | |
|----|--------------------------------|--------------|---|
| 22 | 介助員 | 18, 27 頁 | 学校で教育活動に支障を来す事態が生じたときに、教育活動の一層の充実を図るために配置する非常勤職員および臨時職員。主な役割として、児童生徒の身辺処理の介助、校内・校外活動の介助、危険防止のための安全確保などの業務を、校長の指示に従い、行う。 |
| 23 | 日本語指導員 | 18, 27, 28 頁 | 帰国・外国籍など、外国につながる子どもに、日本語の初歩的な読み書きや話し方の指導や生活適応や家庭との連絡指導などを行う非常勤職員 |
| 24 | 特別支援教育 コーディネーター | 18 頁 | 学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営・推進の役目を担う教員 |
| 25 | 特別支援学級 | 18, 27 頁 | 学校教育法第 81 条に基づいた、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うために、教育上特別の支援を必要とする児童生徒のために設置された学級。知的障害者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当な者が対象となる。 |
| 26 | 校種 | 19, 33, 42 頁 | 学校の種類のこと。市立学校には、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校（養護学校・ろう学校）の 5 種類がある。 |
| 27 | 指導主事 | 20, 38 頁 | 教育委員会事務局に置かれる専門職員。教職員に対して専門的な助言と指導を与えることを任務とする。 |
| 28 | 教科担任制 | 20, 31 頁 | 中学校で実施している、各教科の担当教師がその教科の授業を行う方式。小学校では学級担任が全教科を担当する「学級担任制」を原則としている。 |
| 29 | 小学校 放課後学習ルーム・ サポートティーチャー | 20, 42 頁 | 個別の学習指導や少人数での補習などを行う小学校教員免許を有する非常勤職員 |
| 30 | 横須賀市学習状況調査 | 20 頁 | 神奈川県が作成した「神奈川県公立小中学校学習状況調査」の問題を利用し、市立小中学校の児童（小 5）生徒（中 2）の学習状況を各校が把握するための調査。調査結果を各学校の指導の工夫改善に生かしている。 |
| 31 | 孤食 | 22 頁 | 一人で食事を取ること |
| 32 | 教育課程研究会 | 23 頁 | 学習指導要領で示された教科などの内容や指導方法について、全ての教員が参加して実践的に研究する本市教育委員会主催の研究会。主に、6 月は授業提案、8 月は文書提案を行っている。 |

| | | | |
|----|-------------------|--------------|---|
| 33 | 幼児教育振興 プログラム | 23 頁 | 幼児教育の振興を図るために、国から示される政策に関する計画を踏まえ、各自治体において策定する幼児教育政策プログラム |
| 34 | 特別支援学校 | 27 頁 | 視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者または病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。地域支援のセンター的機能として、幼稚園、小学校、中学校、高等学校または中等教育学校の要請に応じて、支援を必要とする幼児、児童生徒の教育に関し、必要な助言または援助を行う。 |
| 35 | N P O | 27, 51, 52 頁 | 政府や企業などではできない社会的な問題に、非営利で取り組む民間団体 |
| 36 | スクールソーシャル ワーカー | 27 頁 | 不登校や親からの虐待などの問題を抱える子どもに対し、家庭や福祉機関に働きかけて解決に努める社会福祉などの資格を持った非常勤職員 |
| 37 | フリースクール | 27 頁 | 民間の団体が運営する学校教育制度の外にある教育機関。不登校の子どもたちが多く通っている。子どもの自由・自主性・個人差などに配慮し、各機関独自の活動を行う。 |
| 38 | 相談教室 | 27 頁 | 学校の敷地内や敷地外に設置している不登校の児童生徒が通室する機関。学校・学級復帰を目標に、個別学習と小集団活動を組み合わせたプログラムを実施している。 |
| 39 | 国際教育 コーディネーター | 28 頁 | 小中学校に通う帰国・外国籍児童生徒などの教育的ニーズを診断し、必要な支援のコーディネートや学校の支援体制に対して助言を行う非常勤職員 |
| 40 | 情報活用能力 | 30 頁 | 情報を収集・整理して、相手に分かりやすく伝える力 |
| 41 | スタートカリキュラム | 32 頁 | 小学校第1学年入学当初において、子どもが時間的、空間的なゆとりの中で、人間関係を豊かに広げながら小学校生活に適応していけるように、就学前教育との接続の観点から、複数の教科を組み合わせることで総合的に学習ができるような合科的な指導を行うなどの視点を持って編成するカリキュラム |
| 42 | アプローチ カリキュラム | 32 頁 | 卒園を間近に控えた年長時の後半に、小学校に入学してからの教科などの学習や集団での生活に子どもが適応できるよう、関わり合い、助け合い、伝え合いなど、仲間と交流する協同的な活動場면을積極的に位置付けることを視点として編成するカリキュラム |

| | | | |
|----|--------------|--------------------------------|---|
| 43 | 学校評議員 | 34, 42 頁 | 学校の職員以外の者で教育に関する理解および識見を有し、校長の推薦により教育委員会が委嘱した者。校長の求めに応じ、学校運営に関して意見を述べるができる。 |
| 44 | 学習指導要領 | 35, 46 頁 | 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の各学校で指導する教科などの目標、内容などの中核的事項をまとめたもの |
| 45 | マネジメント | 35 頁 | 学校経営・学校運営を円滑に進めること |
| 46 | 同僚性 | 35 頁 | 教員としての専門性を向上させるため、学校内の教員同士が協働し、支援し合いながら学び合う関わり |
| 47 | 情報セキュリティ | 36 頁 | コンピュータや紙文書などに記録された情報が外部に漏えいしたり、破壊・改ざんされたりすることのない安全な状態にしておくこと |
| 48 | 研究会 | 37 頁 | 教育委員会が委託した研究課題について、横須賀の教育の実態把握や、学校教育に役立つ研究、資料の収集や作成、教材開発などを行う組織。市内小・中学校の教員と指導主事で構成されている。 |
| 49 | 研究会 | 37, 38 頁 | 教職員による任意の研究組織。授業づくりや教材研究などについての研究に取り組み、研究発表会や研究紀要の作成により、その成果を還元している。 |
| 50 | 校務支援システム | 39 頁 | 児童生徒の学籍管理、出欠席の記録、成績処理などの学校業務を効率化させるためのコンピュータシステム |
| 51 | 校務在宅接続システム | 39 頁 | 教員が自宅のパソコンから教育委員会のコンピュータに接続し、学級通信や教材などを作成することができる仕組み |
| 52 | 担当弁護士 | 39 頁 | 横須賀市教育委員会が、法律相談業務を実施するため委託契約を結んだ弁護士 |
| 53 | 学校教育支援ボランティア | 42 頁 | 学校が行う教育活動に協力・支援するボランティア。具体的には、地域や関係機関、学生の方々など |
| 54 | 適正規模 | 43 頁 | 学校における学級数によるメリット・デメリットを考慮して、より高い教育効果が得られると考えられる規模。「横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」では、12～24 学級を適正規模として位置付けている。 |
| 55 | 応急手当普及員 | 45 頁 | 消防機関による応急処置技能の普及を支援し、救命講習を教授する人、またはその資格 |
| 56 | コミュニティセンター | 51, 53～55 57～61 63, 71 頁 | 地域コミュニティ活動の中核となり、地域活動、文化活動やスポーツ活動などに市民が自主的に活用する場。本市においては、旧地域自治活動センターと旧公民館からなり、主に旧公民館で学習の場および各種講座や教室などの社会教育事業を定期的開催している。 |

| | | | |
|----|------------------|-----------------------|---|
| 57 | 知の循環型社会 | 52, 66 頁 | 平成 20 年 2 月に文部科学省所管の中央教育審議会からの答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について ～知の循環型社会の構築を目指して～」において表現された。概要としては、学習成果を学習者自らが主体的に社会に還元することにより、学校・家庭・地域などにおける課題を解決し、地域社会全体の教育力の向上を図ることができる社会 |
| 58 | 社会教育施設 | 52, 54, 57 59～62 頁 | 社会教育の活動によって、人々の学習活動を支援する施設。生涯学習センター・公民館・図書館・博物館・美術館・青少年教育施設などがある。 |
| 59 | 重要文化財 | 52, 72 頁 | 建造物・美術工芸品などの有形文化財のうち、文化的・学術的に重要なものを国および地方公共団体が法・条例で指定した文化財。ただし、教育振興基本計画では便宜上、有形文化財に限らず、無形文化財・民俗文化財・史跡名勝天然記念物も含めて広く重要文化財として表現している。 |
| 60 | 民俗芸能 | 52, 73, 75 頁 | 一つの地域社会の中で、そこに住む人々が住民自らの手で伝承してきた演劇、舞踊、音楽など。人々の生活に関わってきたため、その地域の特性・個性が反映されやすい。 |
| 61 | 埋蔵文化財 | 52, 72 頁 | 土地に埋蔵されている文化財（主に遺跡や遺物） |
| 62 | サテライト | 53, 76, 81 頁 | 「本体から離れて存在するもの」を表す言葉としてよく使われる。ここでは図書館から離れた拠点施設の意味で使用している。 |
| 63 | 家庭教育学級 | 60, 71 頁 | 家庭における教育力の向上や充実のために、保護者などを対象に行う学習の場 |
| 64 | 社会教育主事 | 61 頁 | 都道府県および市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的教育職員。職務は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。また、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができるとされている。 |
| 65 | 学校支援 コーディネーター | 69 頁 | 学校と地域の連携による学校の教育活動がより円滑に推進するよう、学校のニーズと地域の情報を調整する学校と地域の橋渡し役の人 |
| 66 | 近代化遺産 | 74 頁 | 幕末から第二次世界大戦期までの間に建設され、日本の近代化に貢献した産業・交通・土木などの遺産 |
| 67 | レファレンスサービス | 76 頁 | 必要な資料や情報を必要な人に、的確に案内すること |

| | | | |
|----|-----------|----------------------|---|
| 68 | 市体育指導委員 | 87, 99, 100 105 頁 | 本市におけるスポーツ振興のため、住民に対し、スポーツにおける実技の指導やその他スポーツに関する指導および助言を行なう者。非常勤職員として教育委員会が委嘱している。現在の定数は 322 名 |
| 69 | 新体力テスト | 87, 101 頁 | 文部科学省が定めた国民の体力・運動能力を調査するために実施するテスト |
| 70 | 受益者負担 | 89 頁 | 特定の公共事業に必要な経費に充てるため、その事業から特に利益を受けるもの（受益者）がその利益に応じて原則としてその経費を負担すること |
| 71 | 学区体育振興会 | 90, 105 頁 | 当該小学校区内の住民に対しスポーツ振興活動を行う団体。主に健民運動会や球技大会・各種レクリエーション大会などを実施している。 |
| 72 | 社会体育 | 92 頁 | 学校教育法に基づき学校の教育課程として行われる教育活動を除く、主として青少年および成人に対して行われる組織的な教育活動（体育およびレクリエーションの活動を含む） |
| 73 | 体育会館指定管理者 | 92 頁 | 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に基づき、市に代わって公の施設の管理を行う民間事業者。本市の体育会館に関しては、平成 22 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの期間、横須賀市都市施設公社・明治スポーツプラザ共同事業体が管理を行っている。 |

<参考>

新学習指導要領における新たな学力観

【教育基本法】※平成 18 年 12 月改正

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するように行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

【学校教育法】※平成 19 年 6 月改正

第三十条 (略)

② 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、**基礎的な知識及び技能を習得**させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な**思考力、判断力、表現力**その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。(中学校は第四十九条、高等学校は第六十二条で準用)

【中央教育審議会答申

学習指導要領改訂の考え方

- ・教育基本法の改正等で明確となった教育理念を踏まえ「生きる力(確かな学力、豊かな心、健やかな体)」を育成
- ・学力の3つの重要な要素の育成
 - －基礎的な知識・技能
 - －知識・技能を活用し、自ら考え、判断し、表現する力
 - －学習に取り組む意欲
- ・道徳教育や体育などの充実による豊かな心や健やかな体の育成

【中学校学習指導要領総則第1章第1の1】

(抜粋)

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、**基礎的・基本的な知識及び技能**を着実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な**思考力、判断力、表現力**その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育に努めなければならない。

※小学校、高等学校も同様

確かな学力

知識・技能に加え、**学ぶ意欲**や、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する**資質や能力**など



出所：文部科学省ホームページ

(2) 関連資料

① 関係法令

ア 教育基本法

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

イ スポーツ振興法

(計画の策定)

第4条 文部科学大臣は、スポーツの振興に関する基本的計画を定めるものとする。

2 文部科学大臣は、前項の基本的計画を定めるについては、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和三十二年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。第二十三条において同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。

3 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあつては、その長）は、第一項の基本的計画を参しやくして、その地方の実情に即したスポーツの振興に関する計画を定めるものとする。

4 都道府県及び第十八条第二項の審議会その他の合議制の機関が置かれている市町村の教育委員会（当該都道府県又は当該市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、その長）は、前項の計画を定めるについては、あらかじめ、同条第三項に規定するスポーツ振興審議会等の意見を聴かななければならない。

5 第三項の規定により、地方公共団体の長がスポーツの振興に関する計画を定める場合には、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

※_____は、関係箇所を示すため、横須賀市教育委員会で記載したものです。

② 参考データ

ア 学校数・児童生徒数・学級数（市立学校：平成22年5月1日時点）

*カッコ内は、特別支援学級の再掲

| 区分 | 学校数 | 児童数 生徒数 | 学級数 | 教職員数 |
|-----------|-----|-------------|---------|-------|
| 幼稚園 | 2 | 94 | 4 | 8 |
| 小学校 | 47 | 21,874(266) | 781(93) | 1,318 |
| 中学校 | 24 | 10,365(159) | 344(49) | 758 |
| 高等学校(全日制) | 1 | 960 | 25 | 89 |
| 高等学校(定時制) | 1 | 228 | 7 | 20 |
| 特別支援学校 | 2 | 75 | 28 | 82 |
| 専修学校 | 1 | 118 | 3 | 16 |

イ 人口・世帯数・市域面積（平成22年4月1日推計人口）

[人口] 418,047人

[世帯数] 165,815世帯

[市域面積] 100.68 k m²

ウ 子どもの数の推移

（*横須賀市都市政策研究所の将来人口推計（平成20年1月推計）をもとに作成）

| 区分 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 未就学児（0～5歳） | 19,232 | 18,701 | 18,146 | 17,524 | 16,939 | 16,401 |
| 小学生（6～11歳） | 22,403 | 21,875 | 21,348 | 20,874 | 20,322 | 19,686 |
| 中学生（12～14歳） | 11,237 | 11,304 | 11,331 | 11,344 | 11,160 | 11,024 |

| 区分 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 33年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 未就学児（0～5歳） | 15,903 | 15,456 | 15,065 | 14,719 | 14,421 | 14,157 |
| 小学生（6～11歳） | 19,146 | 18,618 | 18,064 | 17,445 | 16,865 | 16,329 |
| 中学生（12～14歳） | 10,760 | 10,426 | 10,043 | 9,840 | 9,629 | 9,383 |

(3) 計画の検討体制

①横須賀市教育振興基本計画策定検討委員会

横須賀市教育振興基本計画の策定検討を行う組織で、学識経験者、関係団体推薦者、公募市民で構成し、計画の内容を専門的、総合的に検討しました。

(名簿)

◎=委員長 ○=副委員長

| No | 氏名 | 備考 |
|------|---------|-------------------------------|
| 1 | 小谷 孝夫 | 横須賀市立小学校校長会 |
| ◎ 2 | 小林 宏己 | 学識経験者 (早稲田大学教育・総合科学学術院 教授) |
| 3 | 齋藤 幸次 | 横須賀市スポーツ振興審議会 |
| 4 | 佐々木 由美子 | 公募市民 |
| 5 | 佐野 泰史 | 横須賀市PTA協議会 |
| 6 | 鈴木 安則 | 横須賀市立中学校長会 |
| 7 | 長谷川 昇 | 三浦半島地区教職員組合 |
| 8 | 北條 文明 | 公募市民 |
| 9 | 松本 敬之介 | 横須賀市社会教育委員会議 |
| ○ 10 | 芳川 玲子 | 学識経験者 (東海大学文学部心理・社会学科 教授) |

② 附属機関 (意見聴取)

ア 横須賀市社会教育委員会議

社会教育に関する諸計画の立案などを行う社会教育委員で構成している審議会で、主に社会教育編についての意見を聴取しました。

イ 横須賀市スポーツ振興審議会

スポーツの振興に関する重要事項について調査審議などを行う審議会で、主にスポーツ編についての意見を聴取しました。

③ 横須賀市教育基本計画進行管理等プロジェクトチーム

教育委員会各課などの主査による庁内組織で、教育に関する課題などを検討しました。

(要領)

横須賀市教育振興基本計画策定検討委員会設置要領

(設置)

第1条 教育基本法第17条第2項に基づき、地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定について検討を行うため、教育振興基本計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、市民、学識経験者及び関係団体の推薦者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、教育委員会事務局管理部総務課において行う。

(その他の事項)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

(4) 計画の検討経過

① 検討スケジュール

| | | | | | |
|---------|---------|------------------------|----------------------|--|-----------------------------|
| 平成 22 年 | 1 月 | ～ | 3 月 | 教育アンケート（学校教育編、社会教育編、スポーツ編） | 実施 |
| | 2 月 | ～ | 3 月 | 関係団体等ヒアリング | 実施 |
| | 4 月 | | 23 日 | 教育委員会定例会（4 月） | 報告 |
| | | | 28 日 | 第 1 回教育振興基本計画策定検討委員会 | 開催 |
| | 6 月 | | 15 日 | 平成 22 年第 2 回市議会定例会教育経済常任委員会 | 報告 |
| | | | 23 日 | 第 1 回スポーツ振興審議会 | 意見聴取 |
| | | | 24 日 | 第 1 回社会教育委員会議 | 意見聴取 |
| | 7 月 | | 14 日 | 第 2 回教育振興基本計画策定検討委員会 | 開催 |
| | | | 26 日 | 教育委員会定例会（7 月） | 報告 |
| | 8 月 | | 27 日 | 第 2 回スポーツ振興審議会 | 意見聴取 |
| | | | 30 日 | 第 2 回社会教育委員会議 | 意見聴取 |
| | 9 月 | | | 8 日 | 平成 22 年第 3 回市議会定例会教育経済常任委員会 |
| | | | 17 日 | 第 3 回教育振興基本計画策定検討委員会 | 開催 |
| | | | 24 日 | 教育委員会定例会（9 月） | 報告 |
| 10 月 | | | 26 日 | 第 3 回社会教育委員会議 | 意見聴取 |
| | | | 28 日 | 第 3 回スポーツ振興審議会 | 意見聴取 |
| 11 月 | | | | 10 日 | 第 4 回教育振興基本計画策定検討委員会 |
| | | | 17 日 | 企画調整会議 | 意見聴取 |
| | | | 19 日 | 教育委員会定例会（11 月） | 報告 |
| 12 月 | | | 8 日 | 平成 22 年第 4 回市議会定例会教育経済常任委員会 | 報告 |
| | 平成 23 年 | 1 月 | 5 日～ | 「横須賀市市民パブリック・コメント手続条例」に基づき、「横須賀市教育振興基本計画（案）」に対する市民意見募集 | |
| 31 日 | | | | | |
| | | 26 日 | 教育委員会定例会（1 月） | 報告 | |
| 2 月 | | 9 日 | 第 5 回教育振興基本計画策定検討委員会 | 開催 | |
| | 18 日 | 教育委員会定例会（2 月）にて議決、計画決定 | | | |

② 意見募集など

ア 市民意見募集

広報よこすかお知らせ版 6 月 25 日号で、「横須賀の教育について」意見を募集

意見総数 9 件

イ 教職員意見募集

* 骨子案に対する意見募集 (7 月 29 日～8 月 31 日) 意見総数 36 件

* 素案に対する意見募集 (9 月 21 日～10 月 13 日) 意見総数 13 件

* 修正素案に対する意見募集 (11 月 10 日～11 月 19 日) 意見総数 9 件

ウ 「横須賀市市民パブリック・コメント手続条例」に基づき、「横須賀市教育振興基本計画（案）」

に対する市民意見募集

意見総数 29 件



YOKOSUKA CITY
SINCE 1907



横須賀が好き!

横須賀市教育振興基本計画

(2011～2021)

発行年月 2011年(平成23年)3月

発行 横須賀市教育委員会(担当 教育委員会事務局教育総務部総務課)

〒238-8550 横須賀市小川町11番地

電話 046-822-9751 FAX 046-822-6849

E-mail : sc-real@city.yokosuka.kanagawa.jp

URL : http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/8110/kyouiku_plan/index.html

この冊子は、400部製作し、1部あたりの印刷経費は781円です。